

2007
2014
11/1

府職の友

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/有田 洋明 編集人/樋口 浩之
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

秋季年末要求実現!!

団体交渉

11月7日(金) 16時
11月14日(金) 15時

決起集会

11月14日(金) 16時30分
大阪城公園教育塔前

公務も民間も非正規も 賃上げが一番

景気回復・商売繁盛で大阪を元気にしよう

職場から 秋季年末要求を実現しよう 声をあげ

秋季年末闘争がスタートしました。昨年は、すべての労働者と共同した運動によって「大企業は内部留保を活用せよ」「賃上げで景気回復できる」との声が大きな国民世論となるも、府職員の賃上げ実施とカット中止が大きな経済波及効果と雇用を生み出すことを明らかにし、職場からの運動と府民世論が結びつき、前進を切りひらくことができました。すべての職場から声をあげ、運動に参加し、今季闘争でも大きな前進をつくり出しましょう。

賃上げはあたりまえ 国いいなりの賃下げなんてとんでもない

府人事委員会は10月17日、月例給1・8%、一時金(ボーナス)0・15月を4月に遡って引き上げるよう勧告しました。

しかし、その一方で、不当にも個人勤の「給与制度の総合的見直し」に追従し、来年4月から基本給一律2%引下げを勧告しました。

府人事委員会は「見直し」について、「賃金センサスを人事院と同じ基準のデータで平均給与月額を比較したところ、すべての年齢階層で本府が民間を下回っている」と府職員の賃金が民間より低い水準であると認めておきながら、「近似的・類似性の観点から、均衡の原則に基づき、人事院勧告の考え方を踏まざるを得ない」と理由に値しない説明によって、不当にも一律2%引下げを勧告しています。

府職員の賃金水準が民間より低いにもかかわらず、国・人事院いいなりの賃金引

下げには何の道理も根拠もありません。

府労組連は10月28日、「2014年秋季年末要求書」を理事あてに提出し、職員の切実な要求実現を強く求めました。今季の闘争では、何の道理もない国言いなりの賃金引下げ(給与制度の総合的見直し)を許さず、賃金カットの中止、すべての教職員・職員の生活改善につながる賃上げのたたかいを職場と地域から

大いに展開することが求められています。

さらに、異常な時間外勤務の実態や「教育に穴のあく」事態の解消に向けて、職場から実態を明らかにし、その抜本的改善を求める運動をすすめます。

府民のいのちと健康を守るにふさわしい賃金・労働条件を

公立病院を「もつけ」の道具にするな

安倍内閣は、公的責任を放棄し、社会保障制度を自助・共助の制度に変質させるために、医療・介護総合法など、医療と社会保障の全面改悪を具体化しようとしています。大阪府や大阪市も同様の方向であり、

府立の病院や医療を「金もつけ」の対象にする大阪府市医療戦略会議提言(2014年1月)を具体化しようとしています。

方向が明らかになっていない。こうした状況を踏まえ、私たちは、府民の病院として住民のいのちと健康をまもるたたくいと「利用者・住民アンケート」に示された患者と府民の府立病院への信頼と期待に応え、府民共同のたたかいを進める必要があります。そして、府

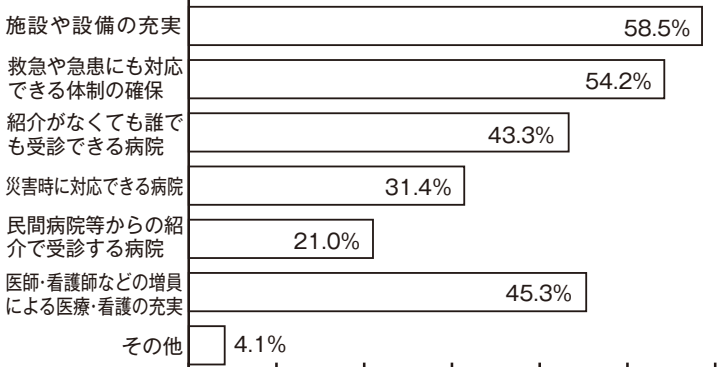
民の健康を守るためにも、賃金労働条件の改善と働きがいのある職場を求めて奮闘しなければなりません。府立病院機構は、給料表は国立病院機構の給料表を使い、諸手当は大阪府職員に準じています。府立病院職員の給料表は国立病院機構の給与改定に影響を受けますが、府立病院機構は大

大阪府の状況を見ながら給与改定を行ってきた経過もあります。

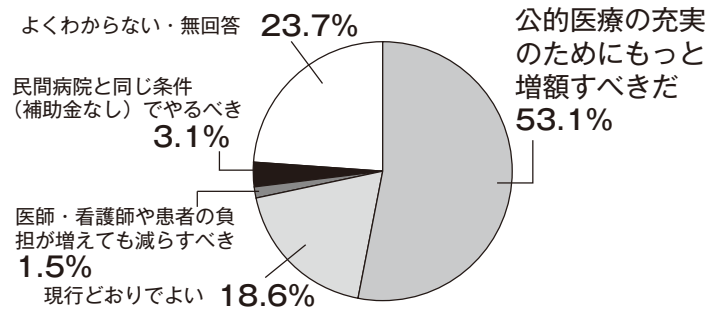
府職労院労組は、国立病院の状況とともに、大阪府の実態を踏まえた賃上げと労働条件の改善を府立病院機構に求めていきます。また、経営状況を理由にした業績手当や一時金の出し渋りを許さず、組合員が安心して仕事ができ、生活改善につながる賃金・手当の改善を求め、全力で奮闘します。

「利用者・住民アンケート」の結果(中間集計分)

府立の病院に期待すること



府立の病院に対する大阪府の補助金(運営負担金)について



教育長のパワハラ行為、知事のパワハラ 擁護発言に対し、府職労が抗議・要請

10月31日、府職労は松井知事に対し、中原教育長が教育委員に対して行ったパワハラ行為と、その行為を擁護する松井知事の発言は、府の「パワハラ防止指針」にも、松井知事自ら発

した職員へのメッセージ(2013年12月)にも反するものであると抗議するとともに、「パワハラ防止指針」の徹底と職員が自由に意見の言える民主的な職場運営を強く要請しました。

遊歩道

大阪府中原

教育長のパワハラ問題、そして、それをかばう橋下市長と松井知事。今回の騒動を見て感じるものがあ

る▼府では職員基本条例、政治活動制限条例、労使関係条例などが次々と制定された。これらの条例に全て共通しているのは「職員は行政に口を出すな」上司の命令にのみ従って、黙って働け」という考えだ。これらの条例が制定されようとしているとき、この職員への統制は、いつか住民統制へとつながっていくと反対してきたが、今回の騒動を見ていて、その思いがいっそう強くなった▼今回の教育委員に対する発言、それを擁護する知事・市長の発言は、首長の方針に異を唱えることを許さないという考え方が貫かれている▼地方自治は、住民が参加し、自らの住む地域をどういう地域にするかを決めることである。首長や議会、自治体職員はそのためのシステムにすぎない▼だからこそ、首長も議会も職員も、いろんな声を聞いて、しっかりと話し合うことが大切だ。住民の声にもとづいて職場で話し合い、行政に反映させることも職員の大切な仕事だ。職員と住民を分断する条例は廃止しかな